

第17 都道府県別DNA鑑定結果

平成31年1月末現在

No.	都道府県	鑑定結果数	内訳			鑑定待者数	備考
			判明者数	否定数	判定不能数		
1	北海道	304	56	233	15	13	
2	青森県	52	25	27	0	2	
3	岩手県	68	28	40	0	3	
4	宮城県	43	20	23	0	1	
5	秋田県	32	11	21	0	2	
6	山形県	54	15	38	1	4	
7	福島県	56	21	34	1	5	
8	茨城県	61	26	35	0	2	
9	栃木県	37	16	21	0	1	
10	群馬県	36	17	18	1	1	
11	埼玉県	121	52	68	1	7	
12	千葉県	131	51	79	1	9	
13	東京都	220	85	132	3	10	
14	神奈川県	143	43	99	1	7	
15	新潟県	60	18	40	2	6	
16	富山県	31	14	17	0	2	
17	石川県	26	10	16	0	4	
18	福井県	21	6	12	3	2	
19	山梨県	26	12	14	0	4	
20	長野県	67	28	39	0	2	
21	岐阜県	54	17	37	0	1	
22	静岡県	72	35	35	2	4	
23	愛知県	90	41	47	2	6	
24	三重県	33	13	19	1	6	
25	滋賀県	24	7	16	1	0	
26	京都府	49	12	36	1	3	
27	大阪府	113	50	57	6	2	
28	兵庫県	83	34	47	2	2	
29	奈良県	39	17	21	1	1	
30	和歌山県	32	19	13	0	4	
31	鳥取県	16	6	9	1	0	
32	島根県	42	18	24	0	2	
33	岡山県	52	20	32	0	2	
34	広島県	139	69	69	1	6	
35	山口県	45	30	14	1	3	
36	徳島県	16	6	10	0	1	
37	香川県	18	5	11	2	1	
38	愛媛県	54	20	34	0	1	
39	高知県	43	16	27	0	1	
40	福岡県	102	50	52	0	5	
41	佐賀県	24	5	19	0	3	
42	長崎県	29	11	18	0	2	
43	熊本県	36	22	14	0	2	
44	大分県	34	9	25	0	4	
45	宮崎県	29	20	9	0	2	
46	鹿児島県	49	25	24	0	5	
47	沖縄県	161	4	153	4	19	
99	日本国外	1	1	0	0	0	
計		3,068	1,136	1,878	54	175	

注1: 上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

注2: 鑑定待者数は、申請があり検体提供があった者

第18 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成31年1月末現在

No.	都道府県名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
1	北海道	4	3	3	1	3	14
2	青森	1			1		2
3	岩手	1				3	4
4	宮城	4	1	2			7
5	秋田		2			1	3
6	山形		1				1
7	福島	1		2			3
8	茨城	2	4			2	8
9	栃木		1		1		2
10	群馬	1	1	1			3
11	埼玉	3	2		5	1	11
12	千葉	2		2		3	7
13	東京	7	3	7		4	21
14	神奈川	3	1	3	2	5	14
15	新潟	1	2	1		1	5
16	富山		1		2		3
17	石川		1	1			2
18	福井	1	1				2
19	山梨	2					2
20	長野	1	2	3		1	7
21	岐阜	1		1	1		3
22	静岡	1				3	4
23	愛知	1	2	1	1	1	6
24	三重						0
25	滋賀			1			1
26	京都	1		1			2
27	大阪	5		2		1	8
28	兵庫	1	2			1	4
29	奈良	2				1	3
30	和歌山			1			1
31	鳥取	1		1			2
32	島根						0
33	岡山		1	1		1	3
34	広島	4	2	2		3	11
35	山口	1					1
36	徳島	1					1
37	香川		1				1
38	愛媛	2	1				3
39	高知	2	1	2	1	1	7
40	福岡	5	3		2	1	11
41	佐賀						0
42	長崎	1				1	2
43	熊本	2	1	1		2	6
44	大分	1		2			3
45	宮崎	2			2	1	5
46	鹿児島		1				1
47	沖縄				1		1
99	日本国外						0
計		68	41	41	20	41	211

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第19 国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況

平成31年3月

	慰霊碑の数	慰霊碑の管理状況				慰霊碑の敷地の管理状況			
		概ね良好	やや不良	不良	不明	概ね管理良好	やや管理不良	管理不良	不明
1 北海道	246	179	38	12	17	196	1	13	36
2 青森県	194	167	4	3	20	155	0	15	24
3 岩手県	329	329	0	0	0	302	16	0	11
4 宮城県	376	340	12	11	13	355	3	10	8
5 秋田県	476	404	7	14	51	388	0	22	66
6 山形県	387	341	11	6	29	345	0	4	38
7 福島県	523	479	13	31	0	463	0	59	1
8 茨城県	364	304	20	9	31	313	8	14	29
9 栃木県	184	178	5	1	0	172	1	0	11
10 群馬県	308	258	9	0	41	224	0	4	80
11 埼玉県	525	459	8	5	53	395	2	3	125
12 千葉県	473	364	16	16	77	354	1	12	106
13 東京都	322	167	5	2	148	173	0	3	146
14 神奈川県	300	267	1	3	29	173	0	0	127
15 新潟県	485	410	17	4	54	372	4	8	101
16 富山県	331	304	15	4	8	313	3	2	13
17 石川県	367	271	6	1	89	332	5	0	30
18 福井県	264	236	24	0	4	253	1	0	10
19 山梨県	216	194	3	5	14	192	0	2	22
20 長野県	264	245	4	0	15	222	1	4	37
21 岐阜県	481	458	14	5	4	356	0	3	122
22 静岡県	844	642	13	10	179	602	28	13	201
23 愛知県	700	629	10	6	55	599	8	9	84
24 三重県	772	591	25	5	151	591	4	4	173
25 滋賀県	446	445	0	0	1	445	0	0	1
26 京都府	331	311	7	1	12	309	6	5	11
27 大阪府	277	230	9	4	34	230	10	3	34
28 兵庫県	485	375	24	2	84	393	5	6	81
29 奈良県	214	208	5	1	0	190	4	0	20
30 和歌山県	195	162	1	1	31	154	2	0	39
31 鳥取県	113	95	11	1	6	100	2	0	11
32 島根県	346	292	2	1	51	274	1	6	65
33 岡山県	319	268	8	5	38	261	6	0	52
34 広島県	410	390	10	8	2	321	0	9	80
35 山口県	225	213	0	6	6	220	0	1	4
36 徳島県	110	93	16	0	1	107	1	0	2
37 香川県	370	336	13	5	16	328	7	4	31
38 愛媛県	312	289	13	0	10	299	1	2	10
39 高知県	188	149	37	0	2	182	1	2	3
40 福岡県	401	324	17	1	59	319	5	3	74
41 佐賀県	314	278	10	3	23	289	0	0	25
42 長崎県	190	189	0	1	0	190	0	0	0
43 熊本県	217	166	34	8	9	195	5	8	9
44 大分県	152	132	10	6	4	138	7	3	4
45 宮崎県	157	152	0	4	1	148	0	1	8
46 鹿児島県	267	249	3	6	9	250	0	8	9
47 沖縄県	321	143	16	0	162	157	0	2	162
	16,091	13,705	526	217	1,643	13,339	149	267	2,336

(注) 本件数については、平成30年10月19日付け社援事発1019第1号「国内民間建立慰霊碑の状況調査について(依頼)」による状況調査(平成30年10月～12月にかけて実施)の結果を集計したものである。

第20 平成31年度援護年金額

I 障害年金の額（平成30年度と同額を予定）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成31年4月からの額	現行額	平成31年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	同額予定	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	同額予定
第1項症	5,723,000円	同額予定	4,363,000円	同額予定
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	同額予定	1,428,200円	同額予定
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成31年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	同額予定
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	同額予定

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成31年4月からの額
特別項症	270,000円	同額予定
第1項症	210,000円	同額予定
第2項症		

II 障害一時金の額（平成30年度と同額を予定）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成31年4月からの額	現行額	平成31年4月からの額
第1款症	6,088,000円	同額予定	4,640,900円	同額予定
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成30年度と同額を予定）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成31年4月からの額	現行額	平成31年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	同額予定	72,000円	同額予定
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500円		56,400円	
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上	557,600円		-	-
・勤務関連傷病第2款症以下	456,400円		-	-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡	456,400円		-	-
・勤務関連傷病併発死亡	335,000円		-	-

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成31年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	同額予定	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	同額予定	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第21 都道府県別援護年金受給者数

平成30年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	11	47	21	79
青森	1	24	9	34
岩手	10	34	9	53
宮城	12	37	11	60
秋田	1	19	3	23
山形	1	28	6	35
福島	7	32	10	49
茨城	5	37	14	56
栃木	4	22	7	33
群馬	2	25	8	35
埼玉	11	47	23	81
千葉	10	57	17	84
東京	28	102	41	171
神奈川	11	62	33	106
新潟	5	56	14	75
富山	2	24	5	31
石川	6	39	9	54
福井	4	30	4	38
山梨	5	15	7	27
長野	8	38	15	61
岐阜	6	50	22	78
静岡	19	82	23	124
愛知	22	90	60	172
三重	14	67	18	99
滋賀	4	28	10	42
京都	8	44	26	78
大阪	24	89	37	150
兵庫	16	103	24	143
奈良	4	25	15	44
和歌山	10	26	11	47
鳥取	2	17	7	26
島根	3	31	13	47
岡山	23	67	25	115
広島	110	106	72	288
山口	21	64	40	125
徳島	1	35	8	44
香川	5	39	9	53
愛媛	10	55	14	79
高知	8	57	10	75
福岡	13	89	47	149
佐賀	2	30	12	44
長崎	27	48	75	150
熊本	12	53	28	93
大分	8	42	15	65
宮崎	3	64	25	92
鹿児島	27	116	32	175
沖縄	292	122	388	802
外国居住	11	5	4	20
合計	849	2,419	1,336	4,604

第22 第十回特別弔慰金請求受付・処理状況

平成31年1月末現在

都道府県	受付件数 ※1	進達件数 ※2	処理件数 ※3	未処理件数	処理率
01北海道	25,409	3,703	21,672	34	99.87%
02青森県	13,122	770	12,335	17	99.87%
03岩手県	17,474	702	16,769	3	99.98%
04宮城県	21,774	2,311	19,458	5	99.98%
05秋田県	16,912	472	16,439	1	99.99%
06山形県	18,843	569	18,246	28	99.85%
07福島県	23,030	1,286	21,744	0	100.00%
08茨城県	26,953	4,038	22,892	23	99.91%
09栃木県	16,848	2,015	14,830	3	99.98%
10群馬県	18,532	1,975	16,555	2	99.99%
11埼玉県	32,090	14,844	17,240	6	99.98%
12千葉県	33,122	13,248	19,820	54	99.84%
13東京都	52,594	25,226	27,353	15	99.97%
14神奈川県	35,131	20,056	15,013	62	99.82%
15新潟県	33,537	1,083	32,444	10	99.97%
16富山県	11,409	683	10,725	1	99.99%
17石川県	11,865	947	10,909	9	99.92%
18福井県	13,332	566	12,746	20	99.85%
19山梨県	9,705	676	9,006	23	99.76%
20長野県	22,166	1,438	20,718	10	99.95%
21岐阜県	23,522	2,629	20,886	7	99.97%
22静岡県	33,262	3,713	29,545	4	99.99%
23愛知県	45,821	10,875	34,940	6	99.99%
24三重県	26,692	2,309	24,359	24	99.91%
25滋賀県	15,868	2,415	13,430	23	99.86%
26京都府	24,810	5,374	19,432	4	99.98%
27大阪府	53,710	26,031	27,663	16	99.97%
28兵庫県	45,857	12,645	33,194	18	99.96%
29奈良県	16,202	4,154	12,044	4	99.98%
30和歌山県	17,594	1,474	16,106	14	99.92%
31鳥取県	9,716	673	9,039	4	99.96%
32島根県	14,926	500	14,419	7	99.95%
33岡山県	24,187	2,566	21,598	23	99.90%
34広島県	36,466	4,225	32,236	5	99.99%
35山口県	19,778	2,291	17,478	9	99.95%
36徳島県	15,978	649	15,264	65	99.59%
37香川県	15,901	1,159	14,539	203	98.72%
38愛媛県	20,150	1,280	18,868	2	99.99%
39高知県	13,855	531	13,321	3	99.98%
40福岡県	43,921	10,509	33,379	33	99.92%
41佐賀県	15,353	1,219	14,084	50	99.67%
42長崎県	25,325	1,947	23,338	40	99.84%
43熊本県	27,136	1,844	25,289	3	99.99%
44大分県	19,877	1,571	18,299	7	99.96%
45宮崎県	19,789	1,667	18,103	19	99.90%
46鹿児島県	31,186	1,210	29,932	44	99.86%
47沖縄県	52,603	275	52,006	322	99.39%

※1 居住地都道府県としての受付件数と他都道府県からの進達件数を合算した件数。

※2 居住地都道府県としての受付件数のうち他都道府県に進達した件数。

※3 平成31年2月までの国債発行請求件数（平成31年1月中旬までの可決件数）と却下等の件数を合算した件数。

第23 簡素化案の方向性について

H31.2改訂版

(簡素化案)

- ① 前回受給者情報の自治体間共有
- ② 請求書及び印鑑票の差込印刷
- ③ 第十回特別弔慰金の現況等申立書の活用
- ④ 各種請求様式(請求書、印鑑票、現況等申立書、同意書)の変更
- ⑤ 都道府県における事務処理手順の見直し(統一)
- ⑥ 援護システムの機能追加(補正項目、進捗情報(CSV)の作成)
- ⑦ 電子メール(LGWANメール)の利用
- ⑧ 関係機関(各財務局、各市区町村戸籍担当課)への協力依頼

①前回受給者情報の自治体間共有

当初案

- 現状の援護システムでは、市区町村は未接続。
- 請求者の居住地都道府県と裁定庁である都道府県は業務上必要な情報について閲覧等が可能。

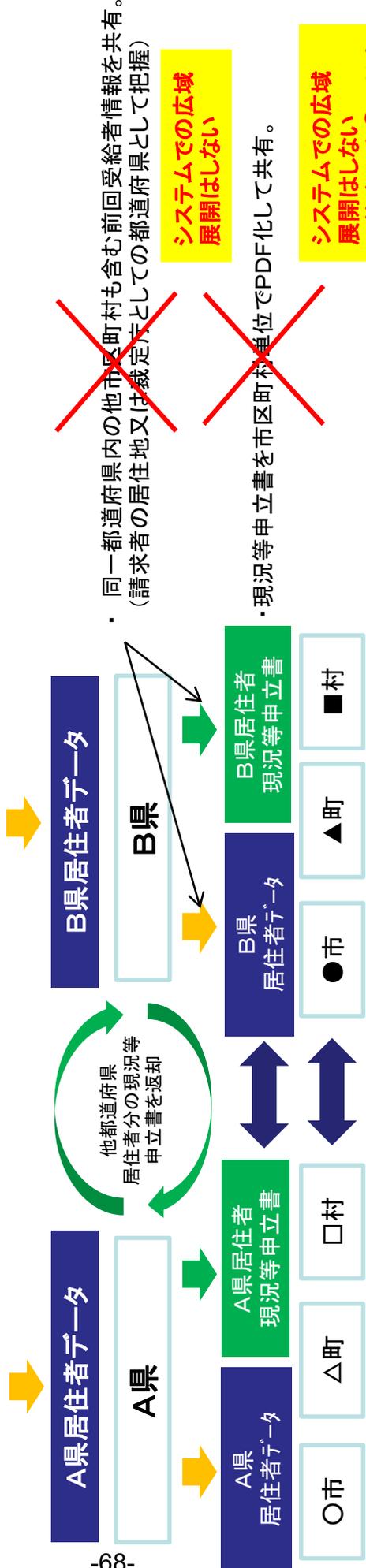
課題

- 個人情報保護との関係で共有が可能か整理が必要。
- システム上のデータは、昭和60年代以降の援護システム稼働後のもののみ(稼働前の情報は共有対象外)。

⇒ 下図の情報共有を検討

厚生労働省

援護システム(全戦没者データ、全受給者データ)



方針案

- 現行の援護システムの閲覧制限を解除する案については、仮に閲覧制限を廃したとしても、請求者以外の第三者からの審査・裁定状況等についての照会に対しては請求者の個人情報のため回答できず、その他の用途も見当たらないので、業務上不必要な情報となることから、広域展開する必要性が見出せないと判断し、現行どおりとする。
- 現況等申立書については、都道府県の個人情報保護条例との関係から実現困難というのが、意見交換会での多数意見であったので広域展開は断念。

(簡素化案①から切り離して、簡素化案③において「現況等申立書」のみで対応方針を検討)

②請求書及び印鑑票の差込印刷用のデータ提供

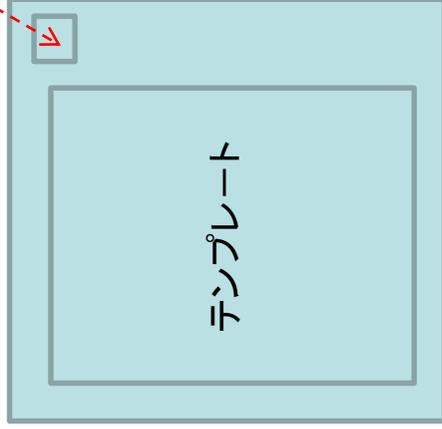
当初案

- 差込印刷用のデータ(以下イメージ)を市区町村に配布する。
(イメージ)

エクセルファイル

リストで該当者を検索し、Noをここに入力すると、計算式で情報が請求書と印鑑等届出書のテンプレートに入る。請求書(差込印刷用)、印鑑等届出書をそれぞれプリンタにセットして印刷(印字)。

sheet1 (請求書)



sheet2 (印鑑等届出書)



sheet3 (リスト)

第十回特別弔慰金受給者リスト

No	戦没者情報	請求者情報
1		
2		
3		

方針案

- 差込印刷用のデータを提供する。
※ 留意点:市区町村によっては、請求窓口とPCやプリンタの位置が離れているなどの理由で使えない場合もあるとの意見もあるので、使用については強制ではなく、推奨ということで市区町村に配布。
受給者リストの文字化け(住基明朝)を気にする発言があった。住基フォントのインストール手順を伝える。

③ 第十回特別弔慰金の現況等申立書の活用

当初案

<検討事項>

○裁定都道府県において、第十回特別弔慰金の現況等申立書の写しをとり、居住地市区町村ごとにPDF化。

○居住地都道府県が異なる場合は、裁定都道府県から居住地都道府県に援護システムを送受信機能により当該PDFを送信。

※個人情報保護法第8条に、保有個人情報の提供及び利用に関する規定がある。厚労省保有情報に関しては、特別弔慰金事務の円滑実施に必要と判断する情報についてはできるだけ限り提供したいと考えているが、現況等申立書は、裁定都道府県が保有しているため、この提供に関しては、各都道府県の個人情報保護条例にも照らす必要がある。

○当該PDF(管内市区町村全域分)を管内市区町村に提供(この可否も、各都道府県の個人情報保護条例にも照らす必要がある)。

※データ量が多いため、CD-R等での提供を想定。市区町村における当該データ等の管理方法は厚労省及び都道府県から提示か。

○前回受給者について前回の現況等申立書の保管がある場合は、受付窓口(請求者の居住地市区町村)で、その用紙に変更点を朱書きして貰い、
○新様式(下記④の別添2)に添付のうえ提出して貰う。新規請求者については、新様式のみ記入のうえ提出する。

課題

○PDFにする作業が大変。個人情報保護との関係で共有可能か整理が必要(厚生労働省の判断だけでは実施できない)。

・ 請求窓口(請求者の居住地市区町村)で受付時のものをコピーしている場合があるが、あくまで受付時の内容であり正確性に問題がある。

・ 裁定庁(都道府県)で保管しているものは、請求者自身が承知していないような親族の婚姻や離婚、養子縁組等、様々な情報が都道府県の中で加筆されている。

・ また、裁定庁(都道府県)では、前回の請求書類の一部として綴られていると思われ、その原本の取り出し又は現況申立書の部分コピーの準備等が必要となる。

方針案

○ 現況申立書のPDF化は、都道府県の個人情報保護条例との関係から実現困難というのが、意見交換会での多数意見であったことから断念。

○ 請求者が同一人である場合であって、都道府県又は市区町村で「現況等申立書」の写しを保管している場合には、その写しを簡素化案④の新様式に添付して提出することを認めることにより、請求者の負担軽減を図る。

④各種請求様式(請求書、印鑑票、現況等申立書、同意書)の変更

当初案

- 請求書……………「もとの身分」欄を選択式にする。「除籍時の本籍等」欄は市区町村名までとする。
「前回の特別甲慰金受給者」欄及び「～年金給付の受給者が失権した場合」欄は自治体使用欄にする。
請求者以外の連絡可能な人の電話番号等を記載する欄を追加する。
「郵便局」というゴム印の配布を検討。差込印刷用のフォーマットも配布する。
- 現況等申立書……………前回受給者については、10甲の現況等申立書を活用し、変更部分のみ自治体で記入することを可能とする(行政側のチェックシート的な位置付けではあるが、申立書であるため新様式には記入年月日及び申立人の記名が必要)。
- 同意書……………同順位者の自署は求めず、同意書を提出できない旨の申立書と1本化。
書類の冒頭に留意事項を記載し、請求者自身に承諾して貰い、「請求者署名(自署)+押印」を定める。
「同意を求めた年月及び方法」欄を追加。
- 印鑑等届出書……………サイズ変更(A5→A4)、レイアウト調整、住所欄と氏名欄の入替え、滑りにくい材質への変更のうち、対応困難なものがあるか財務省及び日本銀行に確認する。
「郵便局」というゴム印の配布を検討。差込印刷用のフォーマットも配布する。

方針案

- 別添1～4の案で施行する方針で問題が無ければ、様式案の決定後に施行規則及び施行通知を改定。
 - 請求書及び印鑑等届出書の差込印刷用フォーマットの配布については簡素化案②で検討。
 - 差込印刷対応不可の自治体もあると思われるので、印鑑届出書用のゴム印を全市区町村の受付窓口用に配布する。
(請求書用としては不要:請求書様式案において「郵便局」はチェックボックスとしたため)
- 印鑑等届出書については、財務省令の改訂が必要であり、財務省に対応を依頼する。

⑤都道府県における事務処理手順の見直し(統一)

当初案

○他道府県裁定分の居住地都道府県における事務処理

- ・市区町村から進達された請求書を、他道府県裁定分と自道府県裁定分に仕分け、他道府県裁定分を優先的に処理する。
- ・請求者が共通して提出しなければならない書類(請求書、印鑑等届出書、現況等申立書※、請求者の戸籍抄本(相続人請求の場合は相続人であることを証する戸籍や相続関係一覧図等)が添付されているか、各書類に記入漏れがないかなど)の体裁のみ確認し、速やかに裁定都道府県に進達する。 ※ 前回受給者については、新たな現況申立書(別添2)と「前回の現況申立書の写し」が添付されているかを確認。

○審査する順番

他道府県居住者分、自道府県居住者分ともに、市区町村受付年月(日)順に審査する。

○補正

- ・裁定都道府県が請求者に直接依頼し、依頼文書の写しを市区町村に提供。裁定都道府県と居住地都道府県が異なる場合は、補正依頼文書の写しを居住地都道府県に提供(居住地都道府県から市区町村に提供)。
- ・市区町村窓口で請求者に直接説明しなければ伝わらないと思われる複雑な補正の場合は、居住地都道府県(市区町村)に補正を依頼する方が効率が良いとのこと。なお、この場合も請求者に直接交付できる内容の補正依頼文書を裁定都道府県が作成のうえ、居住地都道府県(市区町村)を通じて補正依頼することとし、進捗状況の管理(把握)は、裁定都道府県が責任を持って行い、長期間放置されないよう努める。

方針案

- **審査する順番については、受付年月日順にする余裕はないという意見が多数であり、統一は断念。**
- **補正について裁定都道府県が請求者に直接依頼するという案は、反対意見が多数であったため、現状どおり、居住地經由とする。**
- **ただし、裁定都道府県が請求者に直接渡せる文章を作成するという点については、多くの都道府県が理解を示していたので採用する。**
- **補正依頼の文書フォーマットを作成し、簡素化案⑥で出力できる画面とする。**

⑥ 援護システムの機能追加(補正項目、進捗情報(CSV)の作成)

当初案

○補正項目の追加

援護システムに、補正に特化した項目を新設することを検討。具体的には、補正発出日、補正受取日などの項目を設け、同項目内で補正文書の送受信や管理ができるようにする。

○進捗情報(CSV)の作成

現在、全国で4箇所都道府県がサポートセンターに個別に依頼して、管内市区町村ごとの受付及び裁定件数の統計データを取得されており、これを毎月、管内市区町村に情報提供されているとのこと。援護システムに、このような統計出力機能を追加することを検討する。また、市区町村単位の総計のみでなく、請求者個々の進捗状況のリスト化を考えている。

③(イメージ) ※市区町村単位で以下のようなリストがいつでも作成できる機能を援護システムに追加。

請求者	市区町村 受付年月日	居住地県 受付年月日	裁定県 受付年月日	補正項目 (新設)	裁定年月日	審査結果
Aさん						
Bさん						

方針案

○既定方針として着手済み。

○業者が決定したため、詳細についてシステム担当と連携しながら進める。

(補正管理画面・進捗CSVはどのような項目があったらよいかについて、都道府県に意見聴取のうえ最終決定とする。)

⑦ 電子メール(LGWANメール)の利用

当初案

○市区町村と都道府県の間での連絡ツール(個人情報情報の送付を含む)として、電子メール(LGWANメール)の使用を認める。

方針案

○ 援護システムは市区町村には繋がっていないので、自治体の条例等で問題がなければ、認めることとする。

※ 厚生労働省の情報セキュリティ担当に確認のうえ、援護システムの管理規定等の改訂や国としてのセキュリティポリシーを示す等の措置を講じる。

⑧ 関係機関(各財務局、各市区町村戸籍担当課)への協力依頼

当初案

○ 「印鑑票と国債発行請求内訳書等の記載事項が相違している場合の取扱いについて(平成9年7月16日付けで大蔵省理財局国債課交付国債係長から財務局・事務所交付国債担当調査官宛事務連絡)」のとおり、「神経質なほど微細なチェックをする必要はない」旨が周知されているが、現在も財務局によって訂正基準が異なっている模様。次回の特別甲慰金に向け、財務局に再度周知して貰えるよう財務省理財局に要請予定。

○ 厚生労働省から、各市区町村の戸籍担当課あてに特別甲慰金の請求に必要な戸籍の種類等を周知するなどの協力依頼文書を発出する。

方針案

○ 印鑑等届出書は、都道府県の共感の声が多かったので、通知のタイミングや内容も含め、引き続き財務省に要請する。

○ 厚生労働省から各市区町村の戸籍担当課あてに請求に必要な戸籍の種類等を周知することは、特別甲慰金の制度の
みを特別扱いするようなことは許可できないとの回答であり断念。

○ 第十回特別甲慰金事務処理マニュアルのP66の問40に記載している第三者請求と戸籍法10条の関係を、市区町村の戸籍担当課に念押しで周知することを主眼においた文面で、法務省に相談する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書

4-61

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

戦没者等	フリガナ	(姓)	(名)	生年月日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和	年 月 日
	氏名					
	除籍時の本籍等	都道府県		死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 ●▲	年 月 日
	もとの身分	<input type="checkbox"/> 陸軍(軍人・軍属) <input type="checkbox"/> 海軍(軍人・軍属) <input type="checkbox"/> 準軍属				
請求者	フリガナ	(姓)	(名)	生年月日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 ●▲	年 月 日
	戦没者等との続柄			個人番号		
	住所	〒 都道府県				
被相続人	フリガナ	(姓)	(名)	死亡年月日	●▲	年 月 日
	氏名			戦没者等との続柄		
代理人等	フリガナ	(姓)	(名)	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等	
	氏名					
	住所	〒 都道府県				
国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名						
国債の償還金の希望支払場所	名称	<input type="checkbox"/> 郵便局			所在地	都道府県
前回の特別弔慰金受給者	氏名	戦没者等との続柄	裁定通知書の記号・番号			
年金給付の受給者が平成27年4月1日から●▲2年3月31日までの間に失権した <input type="checkbox"/>	受給者氏名	証書の記号・番号	第	号		
	戦没者等との続柄	失権の事由	※ 1 死亡 2 その他()			
上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。						
●▲ 年 月 日						
厚生労働大臣 殿 裁定都道府県知事				氏名		(印)

※請求書類の補正を依頼する場合がありますので、以下に日中に連絡の取れる方の氏名と電話番号をご記入ください。

氏名(続柄)	電話番号
請求者(本人)	自宅・携帯 - -
()	自宅・携帯 - -
()	自宅・携帯 - -

(自治体使用欄)

国債受領希望取扱店名					
弔慰金の受給者	氏名	戦没者等との続柄	裁定記号番号		



戦没者等の遺族の現況等についての申立書

●▲ 年 月 日 記入

申立人 _____ 印

遺族の氏名 (生年月日)	戦没者等との続柄	戦没者等の死亡当時に於ける戦没者等との生計関係の有無	遺族の●▲2年3月31日までの状況		記入不要(自治体使用欄)	
			「死亡・国籍喪失・離縁により戦没者等との親族関係が終了」しているとき	左記以外るとき	甲恵金を受けた者	公務扶助料、遺族年金等を受けた者
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		

特別弔慰金の請求及び受領に係る同意申立書

◎以下に承諾いただいた方は署名・押印のうえ、同意の状況を申し立ててください。

- ・同順位の遺族(●▲2年4月1日以降に権利者が死亡した場合はその相続人を含む)がいる場合、特別弔慰金はそのうちの一人に支給されるものです。
- ・請求及び受領者となる方は、やむを得ない場合以外は、請求前に同順位者の同意を得てください。同順位者間で問題が生じた場合は請求者の責任で対処いただくこととなります。
- ・虚偽の申立を行うと、特別弔慰金が支給されなかったり、支給後に取り消されることがあります。

上記を承諾します。

●▲ 年 月 日

請求者署名(自署)

印

戦没者等(氏名: _____)に係る特別弔慰金を受け権利を有する遺族は下記のとおりです。私が遺族を代表して特別弔慰金を請求・受領することに関する同意の状況を申し立てます。

氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 <input type="checkbox"/> 書面(手紙、FAX等も含む) <input type="checkbox"/> その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				<input type="checkbox"/> 連絡先不明 <input type="checkbox"/> 同意を拒否 <input type="checkbox"/> 重い病気や高齢等により意思表示ができない <input type="checkbox"/> その他 []	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 <input type="checkbox"/> 書面(手紙、FAX等も含む) <input type="checkbox"/> その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				<input type="checkbox"/> 連絡先不明 <input type="checkbox"/> 同意を拒否 <input type="checkbox"/> 重い病気や高齢等により意思表示ができない <input type="checkbox"/> その他 []	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 <input type="checkbox"/> 書面(手紙、FAX等も含む) <input type="checkbox"/> その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				<input type="checkbox"/> 連絡先不明 <input type="checkbox"/> 同意を拒否 <input type="checkbox"/> 重い病気や高齢等により意思表示ができない <input type="checkbox"/> その他 []	

※「同意が得られなかった理由」欄は、同意が得られなかった場合に理由を選択(「その他」は具体的な理由も記入)してください。

氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 <input type="checkbox"/> 書面(手紙、FAX等も含む) <input type="checkbox"/> その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				<input type="checkbox"/> 連絡先不明 <input type="checkbox"/> 同意を拒否 <input type="checkbox"/> 重い病気や高齢等により意思表示ができない <input type="checkbox"/> その他 []	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 <input type="checkbox"/> 書面(手紙、FAX等も含む) <input type="checkbox"/> その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				<input type="checkbox"/> 連絡先不明 <input type="checkbox"/> 同意を拒否 <input type="checkbox"/> 重い病気や高齢等により意思表示ができない <input type="checkbox"/> その他 []	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 <input type="checkbox"/> 書面(手紙、FAX等も含む) <input type="checkbox"/> その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				<input type="checkbox"/> 連絡先不明 <input type="checkbox"/> 同意を拒否 <input type="checkbox"/> 重い病気や高齢等により意思表示ができない <input type="checkbox"/> その他 []	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 <input type="checkbox"/> 書面(手紙、FAX等も含む) <input type="checkbox"/> その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				<input type="checkbox"/> 連絡先不明 <input type="checkbox"/> 同意を拒否 <input type="checkbox"/> 重い病気や高齢等により意思表示ができない <input type="checkbox"/> その他 []	

※「同意が得られなかった理由」欄は、同意が得られなかった場合に理由を選択(「その他」は具体的な理由も記入)してください。

証券の交付年月日等

裁定通知書の記号及び番号

第十一回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名	印鑑
* (都道) 府県	* 都道 市区 府県 町村	*	*
(都道府県)	都道 市区 府県 町村		
(都道府県)	都道 市区 府県 町村		
(都道府県)	都道 市区 府県 町村		

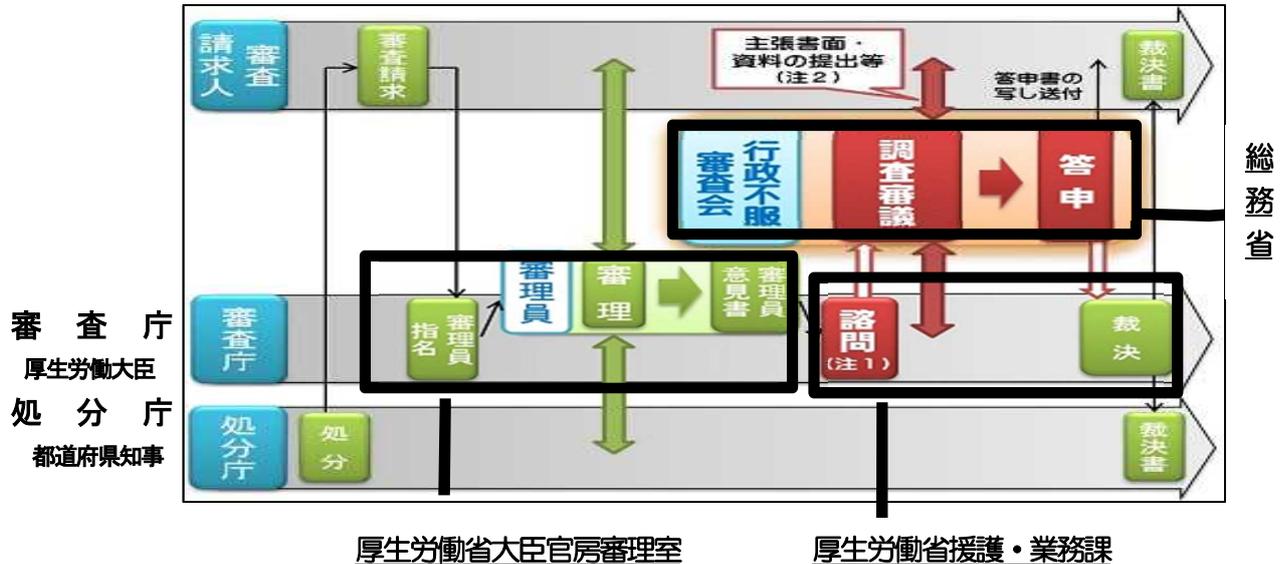
支払表示欄	●▲3年4月15日渡	●▲4年4月15日渡	●▲5年4月15日渡	●▲6年4月15日渡	●▲7年4月15日渡

記号	い
金額 額面	25万円
番号	

注意 *印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。

第24 第十回特別弔慰金の審査請求の流れ

根拠：行政不服審査法（平成26年法律第68号、以下「行審法」という。平成28年4月1日施行）



(注)

- ・行政不服審査会における調査審議は、提出された主張書面等を中心として行います。審理員による審理の段階で提出された書面等の写しは行政不服審査会に送付されていますが、行政不服審査会の段階で新たに主張・立証したい事項がある場合は、書面で提出します。
- ・審査関係人（審査庁や審査請求人）が主張書面等を提出すると、行政不服審査会はその標題を他の審査関係人に通知し、どのようなものが提出されたのかを明らかにします。
- ・他の審査関係人が提出した主張書面等は原則として閲覧又は写しの交付の対象となりますが、正当な理由があると審査会が認める場合には、閲覧等を拒むことがあります。

<引用先：総務省行政不服審査会HP>

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/

(1) 審査請求書提出先

処分に不服があるときは、直接、審査庁である厚生労働大臣へ提出

*宛先は、厚生労働省社会・援護局援護・業務課不服審査係
都道府県等へ提出された場合には、受付印を押し、速やかに厚生労働省へ送付します。

(2) 審査請求期間

審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算し3か月。

郵送にて原処分の通知書（裁定通知書、却下通知書等）を交付した場合には、審査請求人宅に送達された日となるため、送達日を確認できる方法で郵送する必要があります。

*行政処分の効力が生ずるのは、相手方が行政処分について了知したときであることに留意。

(3) 提出書類

- ① 審査請求書：正本と副本（正本のコピー）の合計2通
- ② 原処分の通知書：裁定通知書、却下通知書等の写し（ある方が望ましい）
- ③ 反証資料（ある方が望ましい）

(4) 審理員の指名

審理の公正性・透明性を高めるため、審査庁に所属する職員のうち処分に関与していない職員を「審理員」に指名し、審理手続を行います。審査庁は、審理員を指名したときは審査請求人及び処分庁に対してその旨の通知を行い、処分庁（都道府県）に対して

弁明書の作成を、審査請求人に対して反論書等の書面を求め審理を行います。

* 厚生労働省における審理室（審理員）は「大臣官房総務課審理室」となります。

(5) 処分庁（都道府県）における処理

① 弁明書の作成

処分庁は、審理員からの弁明書の提出の求めに応じて処分の経緯や理由を説明するため、「弁明書」を作成し、送付状、弁明書（正本・副本）、証拠書類（1部）を期日までに審理室に提出します。

審理員は、弁明書副本（証拠書類を除く弁明書本体のみ）を審査請求人に送付し、弁明書に対する反論書を求めます。

※ 証拠書類については、原則、原処分時に証拠として使われた全てのもの（具体的には、特別弔慰金の請求書類一式及び原処分の通知書（裁定通知書、却下通知書等）、原処分を行う際に用いた資料等の写し）を想定している。例えば、生計関係が争点であれば、都道府県保管の戦没者に関する資料（過去にその戦没者に関して誰が何を受給したかの確認、戦没者の住所確認のため）及び過去の特別弔慰金請求書一式、複数の同順位者からの請求については、それぞれの特別弔慰金請求書一式等。

※ 特別弔慰金の請求書に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合には、個人番号欄をマスキングする。戦没者台帳等に当該審査請求に無関係な者の個人情報に記載されている場合には、提出前にマスキングして提出する。

※ 行審法第78条第1項において、審査関係人（審査請求人、審査庁）は行政不服審査会に対し、行政不服審査会に提出された資料の閲覧等を求めることができる。行政不服審査会が第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、閲覧等を拒むこととなるため、処分庁として閲覧等が不適当と考えるものがあれば明記する。

② 審理員から送付された審査請求書の副本の保管

(6) 審理員における審理（「審理員意見書」）

厚生・中立的立場である審理員は、処分庁からの弁明書、審査請求人からの審査請求書・反論書を基に、原則として書面審理を行います。審理員は、審理手続を終結した後、その結果を「審理員意見書」として取りまとめ、審査庁に提出します。

(7) 行政不服審査会における審査

（審査庁による「諮問」、行政不服審査会の審査結論として「答申」）

審査庁は、審理員意見書及び事件記録（弁明書・反論書等を含む当該審査請求に係る書類一式）を添えて総務省行政不服審査会に諮問します。行政不服審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする観点で、審理員による審理の段階で審理関係人双方から提出された書面を基本的な資料として調査審議し、答申を行います。

(8) 裁決

審査庁は、行政不服審査会の答申を受け以下のいずれかの裁決を行い、審査請求人及び処分庁に対して裁決書の謄本を送付します。

却下：審査請求が期間経過後にされたものである場合、その他不適法である場合

棄却：審査請求は適法にされたが、本案審理の結果、審査請求に理由がない場合

認容（処分の取消し）：審査請求が適法にされ、かつ、これに理由がある場合

(9) 結果の公開

答申及び裁決の内容は「行政不服審査裁決・答申データベース」にて公開しています。

<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

第25 戦傷病者特別援護法対象者数等

援 護 の 内 容		対 象 者 数 等
戦傷病者手帳の交付 (第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定 程度の障害を有する者等に交付	所持者 6,871人 (平成30年3月31日現在)
戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護 のために必要な指導を実施 (謝金 年額26,000円)	戦傷病者相談員 282人 (委託期間:2年) (平成29年10月1日現在)
療養の給付又は療養費 の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする 者に給付等	療養患者数 113人 (平成30年3月31日現在)
療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等 の年金を受けていない者に支給 (月額30,300円) (平成31年10月から月額30,700円)	受給者 0人 (平成30年3月31日現在)
葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した 場合にその遺族に支給 (206,000円) (平成31年10月から209,000円)	支給件数 6人 (平成29年度)
更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術 が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成29年度)
補装具の支給又は修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、 車椅子等を支給又は修理	支給・修理件数 67件 (平成29年度)
国立保養所への収容 (第22条)	重度障害戦傷病者の国立保養所への 収容	入所者数 0人 (平成30年3月31日現在)
旅客会社の乗車等につ いての無賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社 の乗車等について無賃の取扱い (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 1,738人 (平成29年度)

第26 旧陸海軍関係恩給進達件数

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成30年12月末現在

区分	平成28年度 までの累計	平成29年度	平成30年度 (平30.12末現 在)	計
普通恩給	1,126,515	6	7	1,126,528
加算改定	816,261	0	0	816,261
一時恩給	697,169	44	21	697,234
その他	3,157,861	10	8	3,157,879
計	5,797,806	60	36	5,797,902

※

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）をいう。

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2) 各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成30年12月末現在

区分 都道府県	一時恩給			その他		
	28年度	29年度	30年度 (H30.12末現在)	28年度	29年度	30年度 (H30.12末現在)
北海道	2	5	3			
青森						
岩手	1	1	1			1
宮城	2	2		2	1	
秋田		2	1		1	
山形	1		2	2		
福島	1			6		2
茨城	2			2		
栃木			1			
群馬		1				
埼玉	1	1				
千葉	1	2				
東京	7	7		1	1	
神奈川	1					
新潟		1	1			1
富山						
石川	1					
福井	1		2	2		
山梨	1	1				
長野	1	3				
岐阜	1	1				
静岡	1		1			
愛知	1			2		1
三重						
滋賀		1	2			
京都						
大阪	4	3		2		
兵庫	3	4	2		1	
奈良	1	2	1	1	1	
和歌山						
鳥取						
島根		1				
岡山		1				
広島	1			1	1	
山口						1
徳島						
香川						
愛媛	2	2			1	
高知	1	1	2			
福岡	3			1	1	
佐賀	1	1		1		
長崎						
熊本		1	2	1		
大分		1				
宮崎		1		1	1	
鹿児島	3	6	2	1		1
沖縄	1		1		1	
合計	46	52	24	26	10	7
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の件数を表したものである。 2 一時恩給には、一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

第27 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5年間で、業務において引き続き保有を要するものを除いて、国立公文書館へ概ね移管した。

○平成28年度以降も保有資料の整理を進め、国立公文書館への移管を推進している。

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
(陸軍遭難船舶名簿、軍人索引簿等)

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

第28 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成31年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一 般 邦 人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧 ソ 連	旧ソ連(本土)	1		* 2	3
	樺太			* 36	36
中 国		8		* 200	208
北 朝 鮮				35	35
そ の 他 南 方 等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン				
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			4	4
合 計		10		278	288

（注）*印は中国残留邦人等支援室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成31年1月末現在）

（単位：人）

地 域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平成 23年の間に 最終生存資料の ある者	平成24年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
		旧 ソ 連	8	31	
中 国	159	48	1	208	
北 朝 鮮	1	32	2	35	
そ の 他 (南方等)	6	0	0	6	
合 計	174	111	3	288	

第29 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査（平成30年度特定数）

平成31年1月31日現在

都道府県名	特定数		合計
	シベリア・モンゴル地域	その他地域	
北海道	16	0	16
青森	9	0	9
岩手	3	1	4
宮城	7	1	8
秋田	3	0	3
山形	7	0	7
福島	5	0	5
茨城	4	0	4
栃木	1	0	1
群馬	5	0	5
埼玉	5	0	5
千葉	0	0	0
東京都	8	0	8
神奈川県	2	0	2
新潟	4	0	4
富山	1	0	1
石川	5	0	5
福井	0	0	0
山梨	2	0	2
長野	7	0	7
岐阜	1	0	1
静岡県	3	0	3
愛知県	3	0	3
三重	4	0	4
滋賀	0	0	0
京都	1	0	1
大阪	7	0	7
兵庫県	4	0	4
奈良	0	0	0
和歌山	0	0	0
鳥取	0	0	0
島根	3	0	3
岡山	1	0	1
広島	4	0	4
山口	2	0	2
徳島	1	0	1
香川	1	0	1
愛媛	4	0	4
高知	1	0	1
福岡	4	0	4
佐賀	0	0	0
長崎	1	0	1
熊本	3	0	3
大分	1	0	1
宮崎	2	0	2
鹿児島	6	0	6
沖縄	1	0	1
合計	152	2	154